

平成 22 年第 3 回糸魚川市議会定例会会議録 第 6 号

平成 22 年 7 月 1 日（木曜日）

議事日程第 6 号

平成 22 年 7 月 1 日（木曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 所管事項調査について
- 日程第 3 議案第 66 号から同第 70 号まで、議案第 73 号、議案第 74 号、
議案第 79 号及び同第 80 号並びに請願第 4 号
- 日程第 4 議案第 75 号及び同第 76 号
- 日程第 5 議案第 71 号、議案第 72 号及び同第 77 号
- 日程第 6 議案第 78 号
- 日程第 7 発議第 5 号
- 日程第 8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 所管事項調査について
- 日程第 3 議案第 66 号から同第 70 号まで、議案第 73 号、議案第 74 号、
議案第 79 号及び同第 80 号並びに請願第 4 号
- 日程第 4 議案第 75 号及び同第 76 号
- 日程第 5 議案第 71 号、議案第 72 号及び同第 77 号
- 日程第 6 議案第 78 号
- 日程第 7 発議第 5 号
- 日程第 8 閉会中の継続調査について

応招議員 26 名

出席議員 26 名

1 番	甲	村	聰	君	2 番	保	坂	悟	君
3 番	斉	木	勇	君	4 番	渡	辺	重	雄

+

5 番 倉 又 稔 君
 7 番 田 中 立 一 君
 9 番 久 保 田 長 門 君
 1 1 番 中 村 実 君
 1 3 番 伊 藤 文 博 君
 1 5 番 吉 岡 静 夫 君
 1 7 番 古 畑 浩 一 君
 1 9 番 高 澤 公 君
 2 1 番 松 尾 徹 郎 君
 2 3 番 斉 藤 伸 一 君
 2 5 番 鈴 木 勢 子 君

6 番 後 藤 善 和 君
 8 番 古 川 昇 君
 1 0 番 保 坂 良 一 君
 1 2 番 大 滝 豊 君
 1 4 番 田 原 実 君
 1 6 番 池 田 達 夫 君
 1 8 番 五 十 嵐 健 一 郎 君
 2 0 番 樋 口 英 一 君
 2 2 番 野 本 信 行 君
 2 4 番 伊 井 澤 一 郎 君
 2 6 番 新 保 峰 孝 君

欠席議員 0 名

説明のため出席した者の職氏名

市 長 米 田 徹 君
 総 務 部 長 織 田 義 夫 君
 産 業 部 長 深 見 和 之 君
 企 画 財 政 課 長 吉 岡 正 史 君
 青 海 事 務 所 長 七 沢 正 明 君
 環 境 生 活 課 長 金 平 美 鈴 君
 健 康 増 進 課 長 伊 奈 晃 君
 商 工 農 林 水 産 課 長 金 子 裕 彦 君
 都 市 整 備 課 長 金 子 晴 彦 君
 ガ ス 水 道 局 長 山 崎 弘 易 君
 教 育 長 竹 田 正 光 君
 教育委員会こども課長 薮 本 修 一 君
 教育委員会文化振興課長
 歴史民俗資料館長兼務
 長者ヶ原考古館長兼務 小 林 強 君

副 市 長 本 間 政 一 君
 市 民 部 長 小 掠 裕 樹 君
 総 務 課 長 田 鹿 茂 樹 君
 能 生 事 務 所 長 池 亀 郁 雄 君
 市 民 課 長 斉 藤 隆 一 君
 福 祉 事 務 所 長 結 城 一 也 君
 交 流 観 光 課 長 滝 川 一 夫 君
 建 設 課 長 早 水 隆 君
 会 計 管 理 者 会 計 課 長 小 林 忠 君
 消 防 長 山 口 明 君
 教育委員会教育総務課長 渡 辺 辰 夫 君
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 補 佐 田 原 秀 夫 君
 監 査 委 員 事 務 局 長 久 保 田 幸 利 君

事務局出席職員

局 長 神 喰 重 信 君
 係 長 松 木 靖 君

次 長 小 林 武 夫 君

+

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、10 番、保坂良一議員、25 番、鈴木勢子議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19 番 高澤 公君登壇〕

○19 番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る 6 月 17 日及び本日 9 時半より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日の委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から休会中の所管事項調査についての報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議としまして発議第 5 号、北陸新幹線の停車本数の確保及び並行在来線の運営確保を求める意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、6 月 17 日の議会運営委員会では、先例申し合わせ事項について意見調整を行っております。修正部分について、今後、最終確認を行うとともに、例規集についても見直しを進めていくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っていますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では会期中の６月２５日に、公民館制度についての所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

これまで当委員会において、公民館体制等の見直しの基本方針（素案）につきまして、数回にわたり調査を行ってまいりました。今回は素案を含め地域説明会の資料が出そろいましたので、実施いたしましたものであります。

主な質疑内容をご報告いたします。

委員より、人口や経済状況などの社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合には生涯学習推進委員会等で審議し、見直しを行うとあるが、今後３年間の経過措置の中で、問題点を十分議論していくという考えでよいかとの質問に、しっかりした体制づくりには、時間がかかると思っている。生涯学習推進委員会を中心に定期的に状況の進行管理を行い、その具体的な内容は公民館長、地区の区長会等と協議をする中で、全体的な方向を決めていかなければならないと考えている。この資料で、今後地区へ入って説明をさせていただきたい。

また、新体制移行に伴う経過措置（案）では、３年から５年間の間で、すべて強行的にまとめようという考えはない。公民館活動、あるいは地域のコミュニティ活動の拠点となる施設であるので、慎重に取り組んでいきたいと考えている。

経過措置の進行管理については、移行準備期間内は、毎年、生涯学習推進委員会等を開いて、審

議をするということで、見直しを図っていききたいとの答弁がありました。

当委員会といたしまして、本日提示された資料等により、早急に各地域で説明会を実施していただき、地域と行政とがまずキャッチボールを行う。次に、行政と委員会、議会とがキャッチボールを行い、この公民館体制等の見直しの基本方針（素案）に対する意見、要望等をその都度検討し、できるだけ早く公民館の一体性を図る上でも、１１月ごろにパブリックコメントを行いながら、委員会としても並行して調査を行っていくということで意見の一致が得られました。

そのほかにも多くの質問や意見、要望がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の公民館制度についての所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

おはようございます。

これより建設産業の所管事項調査につきまして、ご報告を申し上げます。

去る６月２８日午前１０時より委員会を開催し、所管事項について調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

調査事項は、浦本地区下水道、ガス水道工事の交通規制時間の変更についてであります。

浦本地区の下水道、ガス水道工事に伴う交通規制の時間を、午前９時から午後５時であったものを、午前８時３０分から午後５時に変更することについて説明を受けております。

変更理由については、５月１０日から国道、歩道敷における下水道、ガス水道工事を３工区ほぼ同時に開始し約１カ月半が経過したが、国道の幅員が東に行くほど狭くなり、かつ家屋が連坦していることから、現場における作業条件がますます厳しい状況になった。

また、３月２５日に国道８号系魚川東バイパスが開通し、朝の渋滞解消の効果が出てきていることから、系魚川警察署交通課から規制時間の繰り上げに同意をもらい、かつ道路管理者である国土交通省系魚川国道維持出張所及び地元中宿地区からも作業時間の繰り上げに理解を得ることができ

+

た。

昼間の作業時間において、片側車線の交通量が1時間当たり500台前後というところに面しての工事となり、通行車両や沿線の住民、そして作業員の安全確保に十分配慮する必要性から、作業時間に余裕を持って進めていきたい。

規制内容は、1車線の幅員を2.75メートルに狭め、対面通行を確保して進める。

これまでの経過については、2月から3月に3工区に分割して工事を発注し、道路管理者、交通管理者と協議の上、地元説明、市民への周知を行い、5月10日から工事を開始したところであるが、先ほどの理由から、6月28日から30分繰り上げ、午前8時30分からの交通規制開始に変更したものである。

市民に向けましては、6月25日号の「広報おしらせばん」でも周知したところである。

今後の予定では、7月17日から8月16日までは、海の日や夏休みの始まりによる交通量の増加、また、国道の工事抑制期間と重なることから約1カ月間工事を休み、8月17日からの再開となる。10月中旬には管の埋設工事を完了し、11月末までには復旧をすべて終わらせる予定であるとの説明がなされ、委員会として了承しております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

○11番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、会期中の6月24日に、健康づくりセンターの管理運営方針について所管事項調査を行っていますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

担当課より、健康づくりセンターの管理運営方法、指定管理後の市との連携、指定管理料の設定、今後のスケジュールの4項目について説明がなされました。

概要として、庁内で運営方針を検討の結果、豊富なメニューを有し、指導者確保と育成体制が充

実している民間業者を活用した指定管理者制度を導入することで、市民へのサービスの向上と施設の有効利用が図られると考え、市として当初から指定管理者制度の導入をしていきたい。

また、指定管理制度を導入する場合のスケジュールは、平成23年4月にオープンするという目安で逆算すると、7月に募集要項を公開し、募集開始を行い、10月には業者決定させていただきたい。その後、指定管理者については議決事項であるため、12月定例会にて議決をいただき、いろいろな準備の後、指定管理者によるサービスができるという説明がなされました。

委員からは、指定管理者の募集方法、公募の条件、選定の基準についての考え方はとの質問に対し、公募方法として、市の広報及びホームページの指定管理者の募集項目に、新規募集する施設ということで載せていきたい。また、公募の条件として、運動を取り入れた健康づくりなど多彩なメニューや、他の施設との連携、指導者の確保や育成体制など、細かな選定基準を考えているとの答弁がなされました。

また、拠点性を指定管理者で確保できるのか、地区教室の体制や地域との連携はどうかとの質問に対し、健康づくりセンターの運営が基本であり、その後に地区に出向くという基本的な考えは、公募の中に入れるとの答弁がありました。

また、高齢者の運動には水中運動は欠かせない。水中運動をすることにより、医療費や保険費にも影響してくる。当初予定していたプールを早くつくっていただきたいとの質問に対し、後期基本計画の中に織り込めばどうだということで十分検討している。

しかし、健康づくりセンターは健康づくりの拠点ということで、プールと一体となって、さらに子育て支援もセットでつくるという話で住民説明を開始した経緯があるが、既設プールであるクアリゾートとサンドリウム青海の需要も勘案し、全体の市財政計画の中で織り込めるかどうか、最終判断を行わなければならないとの答弁がなされました。

そのほか活発な質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第66号から同第70号まで、議案第73号、議案第74号、
議案第79号及び同第80号並びに請願第4号

○議長（倉又 稔君）

日程第３、議案第６６号から同第７０号まで、議案第７３号、議案第７４号、議案第７９号及び同第８０号並びに請願第４号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日において、議案第７８号、

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前１０時１８分 休憩

午前１０時１８分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日の６月１４日及び２３日において、総務文教常任委員会に付託となりました案件は、議案第６６号から同第７０号まで、議案第７３号及び同第７４号、議案第７９号、及び追加議案の議案第８０号と請願第４号であります。

審査は、去る６月２５日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決。請願第４号につきましては、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第７３号、財産の取得については、委員から、山ノ井保育園は移転後どうなるのかの問いに、山ノ井保育園はかなり老朽化をしていて、早い時期に改築をしなければならないということであった。なかなか候補地が見つからなかったが、ようやく決定した。新築すれば既存の山ノ井保育園が不用になるので、取り壊して更地にして、地元土地をお返しする予定であるとの答弁がありました。

その他の議案についても若干の質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

斉木 勇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

斉木議員。〔3番 斉木 勇君登壇〕

○3番（斉木 勇君）

おはようございます。

清生クラブの斉木 勇です。

請願第4号の反対討論をさせていただきます。

文部科学省は平成17年の第8次教職員定数改善計画において、小・中学校すべてで35人以下学級の実施を検討しましたが、4万7,000人の教職員の新規採用が必要で、優秀な人材がそろえられない。義務教育費国庫負担制度に基づく国の給与負担だけで3,000億円程度かかるなどの理由から、実現は困難と結論づけました。

しかし、小学校1、2年生については教職員約9,000人の新規採用と、義務教育費国庫負担額が1,000億円程度におさまることから、35人以下学級に踏み切った経緯があります。

その後、義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1に減額されたこともあり、本年6月18日、中央教育審議会初等中等教育分科会は、公立の小・中学校のすべてで35人以下学級とする方針を決定。それを受けて文部科学省は、実現向け法改正などに着手する意向であります。

以上により、国は少人数学級の実現に向け動き出していることから、本請願の1つである少人数学級の推進については、願意がなくなったと言わざるを得ません。

義務教育費国庫負担は、2分の1から3分の1に減額されていますが、最終的には、国はゼロにしたい方向にあります。義務教育費国庫負担がゼロになったとき、現在のように、県が教職員給与の全額負担し続けることは考えられません。教職員の人事権は都道府県にあります。身分は市町村教育委員会にあるからです。

また、市町村立学校職員給与負担法という法律によれば、本来は市町村が市町村立学校の教職員給与費を負担すべきところを、優秀な教職員の安定的な確保と、公益人事による適正な教職員配置のため、都道府県が基本的に全額負担するとなっています。

少子化が進む中で子どもが減り、少人数学級の推進により教職員を逆に増員し、最終的にはふえた教職員の給与を市町村が支払うという可能性が考えられることから、給与改善の請願については反対します。

以上により、義務教育費国庫負担制度を堅持することに関しては必要であるばかりでなく、国庫負担を現在の3分の1から2分の1へ戻すための働きかけや運動をすべきであり、この請願部分においては賛意をあらわすものの、本請願全体の趣旨については前述のとおり賛成しかねることから、

請願第４号は不採択とすべきであります。

議員各位の賛同をお願いして、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

古川議員。〔８番 古川 昇君登壇〕

○８番（古川 昇君）

おはようございます。

市民ネット２１、古川であります。

請願第４号について、賛成の立場で討論をいたします。

現在、教育をめぐる情勢は大変厳しく、子どもたちに十分な教育環境を与え切れていない実情にあります。いじめ、不登校、暴力行為などが大きな問題となっています。

文部科学省の発表でも、小・中・高の暴力件数は６万件を超えて、３年連続で増加していますし、低年齢化も大きな問題となっています。

新潟県では、暴力発生件数が、生徒数で全国平均を初めて超えております。特定の中学校で暴力行為が多発するなど、大変厳しい状況になってきております。

いじめ問題は、この間の取り組みにより年々減少傾向にありますけれども、依然として８万５，０００件と高い数値にあります。加えて最近では、インターネットや携帯電話を使った新たないじめ問題もふえてきております。

不登校児童生徒数は、昨年より１．９％減少しておりますけれども、不登校に陥る生徒の割合は、ほとんど変わっておらず、全国的にも改善の方向に進んでいるとは言えません。中学校入学と同時に、不登校や学校への不適應を起こす、いわゆる中１ギャップが大きな問題として注目をされ、県内の不登校生徒数は、依然としてふえ続けております。

これら社会的問題にもなっている課題解決に向けて、学校では子どもたち一人一人の思いや悩みを受けとめるように努めております。しかし、子どもたち一人一人の願いを実現したり、学習への思いにこたえたりするには、現在の４０人という学級編制では限界があります。子どもたちが落ちついた環境のもとで、どの子にもわかる授業、先生と子どものふれあい、子ども同士のふれあいや交わりをつくり出すために、少人数学校はどうしても必要であります。

これを実現していく近道は、国が少人数学級に踏み切ることです。６月１８日に中央審議会では、４０人以下が望ましいという文部科学省に提言をいたしました。地方からも、大きな声を上げていくべきときと考えております。

また、学校現場においても、ゆとりのない厳しい実態が明らかになっております。教育問題が深刻化している背景に、家庭の教育力低下や、多様な児童生徒の実態に十分対応し切れていない学校の実情。地域の教育力低下、子どもの基本的な生活習慣や社会性の欠如など、さまざまな点が指摘されてきました。どの問題も重要であります。これらが複合的に絡み合って、学校現場の問題を大きくしております。

画一的な教育から一人一人に向き合い、耳を傾けて、小さなサインも見逃さない、ともに考え、

学んでいく教育に切りかえていくことが重要であります。しかし、現場はそのように、ゆとりのある教育になっていないのが実情であります。

文部科学省の勤務実態調査によれば、毎月の残業時間は平均 42 時間となっており、持ち帰りの業務も平均 30 分程度あるということが明らかになりました。超勤が月 60 時間を超える教員が、小学校では 10 %、中学校では 20 %にも及ぶということも発表されております。国の財源削減のしわ寄せが、教育費に大きくのしかかってきております。その業務の性格上、超勤手当ではなく、教育特別手当の中身は、実際の勤務実態とは大きくかけ離れているのが実態となっております。早急に教員賃金の改善を図るべきと考えます。

全国どこにいても、機会均等に一定水準の教育が受けられることが憲法の要請であり、教育水準の維持向上を図ることを目的とした人材確保法は、優秀な教育職員の人材確保と給与の優遇をうたったその精神は、いまや風前の灯火となっていると言っても過言ではありません。

地方分権推進として、義務教育費の国庫負担率が引き下げられて 5 年が経過しました。地方はその間に、交付税の縮減の影響を受けて疲弊をしております。子どもたちの学びを保障するのは国の責務ですから、義務教育にかかわる予算で地方財政を圧迫しては断じてなりません。

昨年の行政刷新会議では、義務教育費国庫負担制度について、3 分の 1 ではなく、全額国庫負担とすべきとの意見も出されております。義務教育費国庫負担制度を堅持することを、強く要請するものであります。

この要請は、糸魚川市 P T A 連絡協議会の皆さん、そして市内で働く勤労者の連合の皆さん、教職員組合糸魚川支部の皆さん、そして賛同して署名をしていただいた 245 名の願いでもあることを、申し上げておきたいと思っております。

以上を申し上げ、各議員のご賛同をお願いいたしまして、討論とさせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 66 号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 67 号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 68 号、糸魚川市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 69 号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 70 号、糸魚川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 73 号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 74 号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 79 号、平成 22 年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 80 号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第 4 号、適正規模の少人数学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本請願の採決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第 4 . 議案第 75 号及び同第 76 号

+

○議長（倉又 稔君）

日程第 4、議案第 75 号及び同第 76 号を一括議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17 番 古畑浩一君登壇〕

○17 番（古畑浩一君）

去る 6 月 28 日午前 10 時より委員会を開催し、本定例会初日に当委員会に付託となりました、議案第 75 号、市道の廃止について、議案第 76 号、市道の認定について審査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査に当たっては、廃止・認定計 22 路線について現地調査を行った後、第 1 委員会室において審査を行っておりますが、いずれも異議なく審査を終了しております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 75 号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 76 号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

+

日程第 5、議案第 71 号、議案第 72 号及び同第 77 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 5、議案第 71 号、議案第 72 号及び同第 77 号を議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11 番 中村 実君登壇〕

○11 番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第 71 号、議案第 72 号及び議案第 77 号の 3 件であります。

去る 6 月 24 日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案 3 件につきましては、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

議案第 7 1 号、糸魚川市障害者自立支援施設条例を廃止する条例の制定については、南寺町の好望こまくさの建物を、事業委託している社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に、平成 2 2 年 1 0 月 1 日に無償譲与したいとの説明があり、委員からは、無償譲与を進めていって、職員と利用者に影響はないのかとの問いに、現在、勤務している職員、利用者については、全く影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第 7 7 号、財産の譲与については、委員から、好望こまくさの建物を無償譲与する場合の条件はとの質問に対し、現状と同様の事業を継続することが、無償譲与の条件となるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 7 1 号、糸魚川市障害者自立支援施設条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 2 号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 7 号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6 . 議案第 7 8 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 7 8 号、平成 2 2 年度系魚川市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔 1 2 番 大滝 豊君登壇 〕

○ 1 2 番（大滝 豊君）

本定例会初日において、議案第 7 8 号、平成 2 2 年度系魚川市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る 6 月 2 5 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

教育委員会関係では、私立幼稚園助成事業での、私立幼稚園就園奨励費補助金の詳細を教えてもらいたいとの質問に、公立幼稚園、公立・私立の保育園に対する第 3 子の保育料を無料化するということに対して、系魚川市内の私立の幼稚園についても同様の取り扱いとし、第 3 子の無料化を図っていききたいというものであるとの答弁でありました。

また、能生生涯学習センターの整備で、太陽光発電の関係が 1, 1 0 0 万円とある。1 0 キロワットの太陽光発電力で、生涯学習センター及び能生事務所の電力を賄えられるのかの質問に、1 0 キロワットであるが、年間発電量として 1 万 1, 2 0 0 キロワット / アワーで、年額にすると 3 0 万円弱くらいであると思われる。よって、施設全体の発電を賄うまでには至っていないとの答弁がありました。

そのほかにも質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔 1 7 番 古畑浩一君登壇 〕

○ 1 7 番（古畑浩一君）

議案第 7 8 号、平成 2 2 年度系魚川市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分につきまして、去る 6 月 2 8 日午前 1 0 時より委員会を開催し、審査しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な意見につきましては、交流観光課関係で、3目の観光費、今回は施設修繕料の補正ということだが、昨年の海の日に糸魚川のヒスイ海岸で死亡事故が発生し、その教訓から安全施設系の予算は、補正でも計上がないが大丈夫かとの質問に、先般、関係団体とも協議し、そういうものを1つの教訓として、前年度並みで関係団体と観光協会を經由して話をしているところである。連携を保っていかねばならないと新たに自覚しているので、そういう対応について、関係団体とさらに詰めていきたいとの答弁がなされたのに対し、事実関係はそうではない。監視員等の管理運営費100万円の減額を望んだら、糸魚川観光協会、民宿協会から、とんでもないと怒られたのではないか。その辺の予算を削りたいと言ったら反発された。それで仕方なく、例年どおりにしたということではないかとの質問がなされ、まず会議を開いて、いろんな昨今の情勢を踏まえる中で、調整ができないかというものを前段に出した。

ところが、現実を直視しているのかとの意見や、今までの経過もあり、それらを踏まえながら前年並みで推移するということで、調整をお願いしたところであるとの答弁に、お願いしたいというか、それ以外に取りつく島もなかったというのが本当であったろう。

また、観光施設管理運営事業について、糸魚川海水浴場については、毎年、シャワーやトイレといった附帯施設の整備要求がずっと出されてきているが、ことはどうなのかとの質問に、昨年同様、シャワー、監視台、トイレを設置する予定であるとの答弁がなされました。

担当課としては、交流観光の増大と言っているが、観光客の減少等について歯どめをするという考え方はないのか。合併して新市になり、能生と青海には海水浴場があるから、糸魚川の海水浴場は要らないという考え方でやっているのかとの質問には、それぞれの海岸の特殊性もあるので、そういうものを踏まえながら、できるだけ観光人口の拡大をしていきたいのはやまやまだが、天候にも左右されることもあり、もう少し人口拡大のために取り組みを、データを見ながらいろいろな部分で連携し合って進めなければいけないというのは、事実そのとおりだと思っている。

糸魚川海水浴場については、決してそういうつもりではない。基本的にはそれぞれの浜の持っている固有の財産なり特殊性があるので、そういうものをかんがみながら、皆さんと連携をとらせてもらいたいということであるとの答弁がなされました。

次に、商工農林水産関係では、災害復旧費の大和川の離岸堤の被災状況について説明願いたいとの質問に、被災した離岸堤は、第2離岸堤、第3離岸堤、第10離岸堤、第11離岸堤、第13離岸堤の5基である。被災採択された合計の延長が、130メートルということであるとの答弁がなされました。

次に、林業施設整備事業において、GPSシステムの導入について補助金が割り当てられたが、どのようなものなのかとの質問には、ぬながわ森林組合が県単の補助を受け、GPSシステムを導入することにより、施業の効率化を図りたいとのことで、県の採択を受けて実施する。市も事業費の10%を補助する。

GPSとは測量をするためのもので、人工衛星からの電波を受けとめ、その場所を特定するもの。今まで森林組合で施業をするために森林境をコンパスとテープで測っていたものを、人工衛星から電波をキャッチして、場所を確定することができるというシステムであるとの答弁がなされました。

以上で、建設産業常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

議案第７８号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第１号）のうち、当市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る、６月２４日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告申し上げます。

福祉事務所関係の高齢者福祉施設助成事業では、委員から、今回の県の補助金がなくなり、市単独補助分のみということのを至誠会の役員は了解しているのかとの問いに対し、役員と十分説明、協議させていただき、了解をいただいているとの答弁がありました。

また、地域密着型介護老人福祉施設整備支援事業では、委員から、玉成会じょんのび慈は、７月１日から開設されるが、状況はどうかとの問いに対し、じょんのび慈は定員が２９人であり、７月１日開所ということで、理事長の方で、７月１日から１週間程度の間で２９人を入所させたいということであるとの答弁がありました。

次に、環境生活課関係では、産業廃棄物最終処分場において、環境基準値を超える鉛が検出され、地元水保区や西海地区自治振興協議会、下流域の用水組合及び農家組合の役員にお集まりいただき、説明会を開催した。

説明会では、関係者で環境保全委員会を設置することに同意をいただき、今後、地形・地質の解析、斜面安定解析、斜面对策工の検討や、処分場から排出される水質検査の回数をふやし、水収支解析、地下水流動解析、汚染範囲の解析など調査委託業務により、検討と対策をしたいとの説明がなされ、委員からは、今回また大変なことが起きたが、説明会でどのような意見が出たのかとの質問に対し、展開調査を行い、不適切なものについては除去するようにとの強い意見が出たとの答弁がありました。

また、補正予算の積算根拠はとの質問に対し、日本環境衛生センターの見積もりに基づき予算請求しており、一番経費が大きい業務は解析業務であるが、内訳は人件費であり、環境庁が財団法人に認可している単価を計上させていただいたとの答弁がなされました。

また、不適切なものを除去した後、処分場を閉鎖するのかとの質問に対し、昨年の９月から搬入の休止を行っているが、地元の皆様からは、閉鎖という話は今のところないが、このような施設で市の施設としては、県内では系魚川市のほかもう１カ所だけであり、民間の施設もできてきたことから、閉鎖の方向で検討中であるとの説明がなされました。

そのほか活発な質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの各常任委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 78 号、平成 22 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 7 . 発議第 5 号

○議長（倉又 稔君）

それでは日程第 7、発議第 5 号、北陸新幹線の停車本数の確保及び並行在来線の運営確保を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤議員。〔19 番 高澤 公君登壇〕

○19 番（高澤 公君）

それでは発議第 5 号、北陸新幹線の停車本数の確保及び並行在来線の運営確保を求める意見書の

説明を行います、意見書の内容を朗読して、説明にかえさせていただきます。

北陸新幹線は、東京・金沢間の開業まであと5年を切り、関連工事も順調に進む中、地元市民の期待も高まりを見せております。

北陸新幹線開通は糸魚川市の悲願であり、経済の低迷、少子・高齢化にあえぐ小規模都市として、千載一遇の好機到来ととらえ、大いなる期待を寄せるところであります。

しかしながら、新潟県の推進する計画では、糸魚川市が沿線3市の中で最も多くの建設負担金を支払いながら、（仮称）上越駅偏重の停車本数問題をはじめ、計画を大幅に前倒ししての第三セクター会社設立、及び第三セクター会社の運営形態や経営、財政見通しも示されないままの出資要請など不明確な部分も多く、糸魚川市議会としては到底理解できないものであります。

糸魚川市も第三セクター会社早期設立に対しては、その必要性を認めながらも、現状では議会、市民の理解は得られないものとして、出資議案の上程を見合わせたところであり、この判断はもっともであると理解をしております。

新潟県におかれては、糸魚川市への説明が不足していたので、市の事情を踏まえてしっかり対応したいとして、糸魚川市の立場を理解していただいたことは、真摯な姿勢であると評価しております。

新潟県、上越市、妙高市では、既に出資を決定しており、沿線3市の足並みの乱れを懸念する声も届いております。

糸魚川市議会としても、北陸新幹線開通は悲願であり、順調なる整備促進を望むものであります。

新潟県をはじめとする沿線4県及び関係自治体が一丸となって、北陸新幹線開通へ向けて臨めるよう、糸魚川市議会として各事項について強く要望いたします。

- 1．並行在来線は沿線市の協力を得ながら、県が責任を持って存続を図るとともに、経営分離に当たっての沿線市の財政負担は、財政状況の許す範囲内にとどめること。
- 2．北陸新幹線の糸魚川駅停車については、糸魚川市の建設負担金と拠点性に見合った停車本数を確保するとともに、時間短縮及び利便性の向上を図ること。
- 3．並行在来線の第三セクター会社設立に向けて、経営計画などについて十分な説明を行うこと。
- 4．並行在来線の健全運営が成り立つよう、国に対して地方負担の軽減策など必要な施策を講じるよう働きかけるとともに、ＪＲに対しても協力と支援を行うよう求めること。
- 5．並行在来線の経営分離後も、糸魚川駅停車の在来線優等列車の運行を確保すること。
- 6．関係県との連携による、広域での第三セクター会社設立について検討すること。
- 7．ＪＲ資産の取得に当たっては先行事例を踏まえ、取得価格の縮減に努めること。
- 8．新潟県の西の玄関口である糸魚川市の拠点性を高めるための県の施策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年7月1日

新潟県糸魚川市議会

新潟県知事泉田裕彦様

という内容で、提出者、私、高澤 公、賛成者として、松尾徹郎議員、古畑浩一議員、野本信行議員、伊井澤一郎議員、古川 昇議員、新保峰孝議員、保坂 悟議員、後藤善和議員、吉岡静

夫議員、鈴木勢子議員の連名で、会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第 5 号、北陸新幹線の停車本数の確保及び並行在来線の運営確保を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8 . 閉会中の継続調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第 8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成２２年第３回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る６月１４日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に３点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、並行在来線の経営主体となる第三セクター会社への出資について、ご報告申し上げます。

ただいまは、北陸新幹線の停車本数の確保及び並行在来線の運営確保を求める意見書が可決されたところであり、市といたしましてはこの意見を重く受けとめ、対処してまいる考えであります。

現時点では、７月に予定されている経営委員会で示される経営計画等を検証し、理解を得て、市議会や市民への説明等を行い、第三セクターへの出資金は臨時議会を招集し、補正予算で対応することも考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

２点目に、平成２１年度一般会計の決算概況について、ご報告申し上げます。

平成２１年度一般会計の予算総額は３３０億２，９００万円となり、平成２０年度からの繰越明許費を加えて３４８億４，３００万円ですが、歳入総額は３１１億１，７００万円、歳出総額は２９６億７，７００万円の決算となり、差し引き１４億４，０００万円が、平成２２年度への繰越金となります。

このうち２億６００万円は繰越明許費の財源となりますので、実質の繰越金は１２億３，４００万円です。この繰越金につきましては、平成２２年度当初予算と補正予算で５億６，１００万円を計上しており、今後の留保額は６億７，３００万円の見込みであります。

なお、その他の特別会計、企業会計につきましても、すべて黒字決算となっております。

最後に、能生事務所の開所式につきまして、ご報告申し上げます。

能生事務所につきましては、能生生涯学習センター整備事業に伴い能生地区公民館に移転するため、本年２月から改修を進めておりましたが、工事完成の目途が立ったことから、来る７月２０日午前８時１５分から、新庁舎において開所式を行うこととなりました。

夜間並びに土・日・祝日の宿直、日直業務につきましては、能生生涯学習センターが完成するまでの間、従来どおり現能生事務所地下宿直室で行うこととなりますが、利用者に混乱が生じないよう、広報や案内掲示などで周知に努めてまいります。

以上、３点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成２２年９月市議会定例会の招集日を、８月３０日（月曜日）とさせていただきます。

い予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

これをもちまして、平成２２年第３回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前１１時２４分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+